

# | 総 論

## 第1章 計画の策定に当たって

---

### 第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化に伴う世帯人員や地域人口の減少を受け、ひとり暮らしの高齢者が増加しています。また、社会構造や産業構造の変化、地域住民のつながりの希薄化が進み、核家族の増加や若年層の社会的孤立がますます深刻化しています。

このほか、虐待や孤独死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といった多様化する地域生活課題に加え、新しい感染症の発生に起因する生活様式の変化もあり、行政の力だけでは、増え続ける生活課題のすべてを把握することは困難です。

一方で、毎年のように地震や深刻な風水害が発生し、災害時の助け合いや日頃からの見守りの重要性が再認識されています。助け合いの基盤は日常的な人と人とのつながりから生まれるものであることから、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声をかけ合う地域の絆づくりを進めていくことが重要です。

そのため、地域の人と人のつながりを大切にし、他人を思いやり、だれもが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが、改めて求められるようになっています。

このような状況の中で、平成28年6月2日に閣議決定された「骨太の方針2016」において「障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現」が示され、その後議論が重ねられ、法制度の改正が進められてきました。

現在では、年齢や要介護状態、障害の有無等にかかわらず、地域住民ができる範囲でお互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築・深化、あらゆる相談に対応し必要な支援につなげるための相談支援や連携体制の充実、参加支援等の地域づくりを中心に関連施策が進められています。

今後、本市においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設が大切です。

このような地域福祉の実現のために、市と富士市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は連携・協働し、福祉を取り巻く現状を踏まえながら、引き続き「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」を目指し、富士市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び富士市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定（改訂）をしました。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 地域福祉計画（富士市）

地域福祉計画は、「第六次富士市総合計画」を踏まえ、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定するものです。

なお、地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法の改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通して取り組むべき事項」を記載する計画として、福祉・保健・医療・生活支援関連の他の計画の上位計画として位置づけられました。また、計画策定が「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。

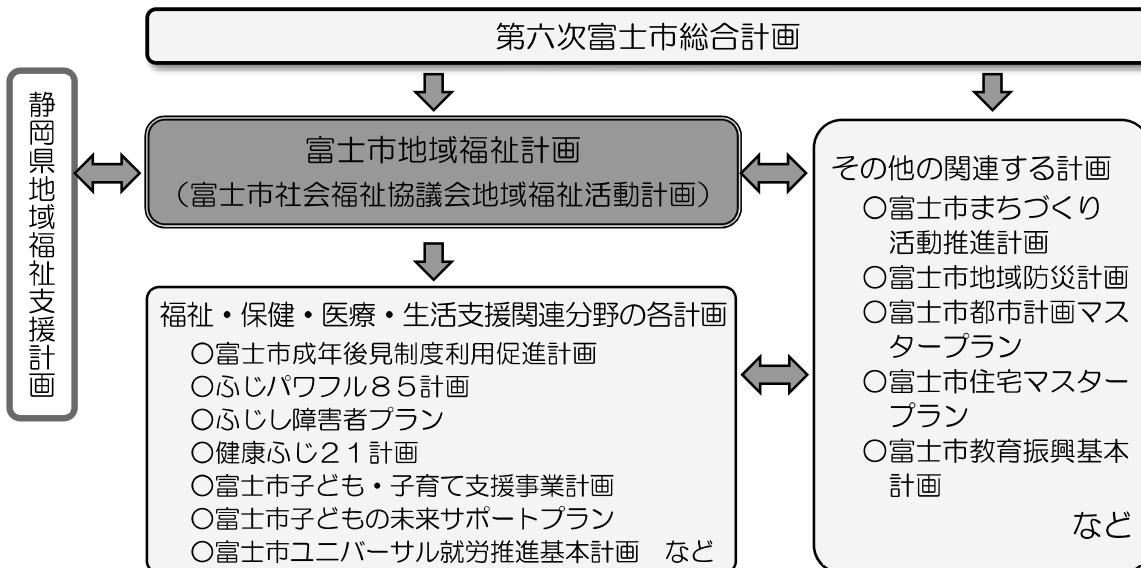
今後、策定した計画に基づき、福祉・保健・医療・生活支援関連分野の各計画と関連付けながら施策体系の枠組みの具体化を図るほか、まちづくり、教育、都市基盤など、その他の関連計画と連携して、市民、団体、事業者、行政の協働による取組を推進していきます。

### 2 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

地域福祉活動計画は、地域住民や社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体が相互に協力し、地域福祉の推進に取り組むための実践計画として位置づけます。

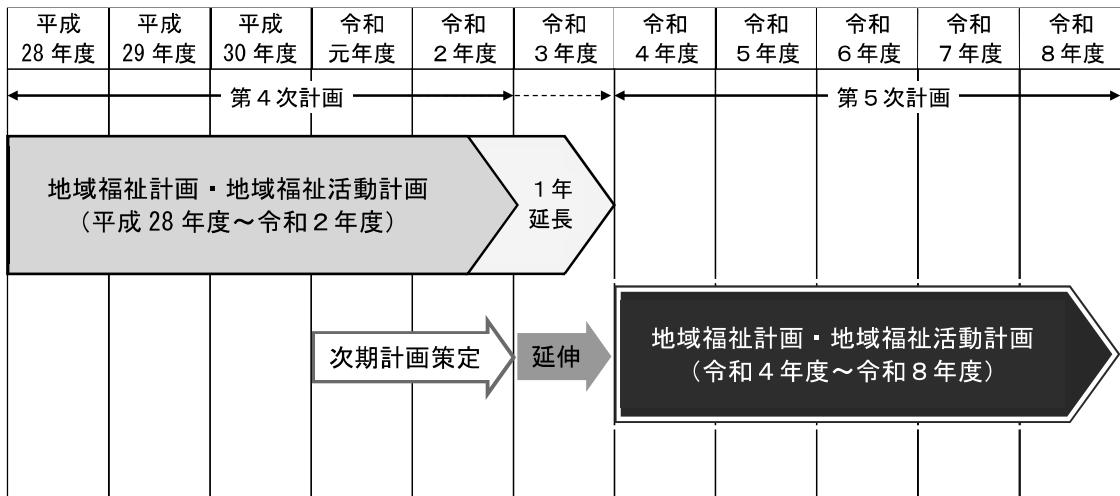
また、社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との協働を通じて、これからの中のまちづくりに向けての具体的な活動等を明確にするための計画です。

#### 【計画の位置づけ】



### 第3節 計画の期間

地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活環境の変化に対応するため開始時期を1年間先延ばし、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行うこととします。



### 第4節 計画策定の協議方法

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たっては、市民や関係団体を対象としたアンケート調査、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による意識の変化を把握するため「世論調査」を実施し、多方面からご意見をいただきました。調査結果は第4次計画の進捗状況とともに、市と社会福祉協議会が課題として整理・調整を行い、第5次計画案を作成しました。

この第5次計画案に対して、各種会議でそれぞれの委員の視点・立場からご意見をいただき、確認・調整を繰り返しながら計画を策定しました。

## 1 アンケート調査

アンケート調査は、下表のとおり、一般市民を対象にした「市民アンケート調査」、地域福祉の担い手である福祉団体・法人を対象にした「市内活動団体調査」、地域をよく知り、地域住民と行政のパイプ役として活動している民生委員・児童委員等を対象にした「民生委員・児童委員、主任児童委員調査」の3種類の調査を実施しました。

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布・回収		
				配布数	回収数	回収率
市民アンケート調査	18歳以上の富士市内にお住まいの方	令和元年9月～令和元年10月	郵送による配布・回収	3,000票	1,266票	42.2%
市内活動団体調査	市内に拠点のある各福祉団体・法人	令和元年10月	郵送による配布・回収	152票	95票	62.5%
民生委員・児童委員、主任児童委員調査	富士市内の民生委員・児童委員	令和元年10月	地区定例会にて配布・回収	420票	357票	85.0%

## 2 世論調査

世論調査は、市政にかかわる幅広い分野の中から特定の分野を市民に問うものです。令和3年度の世論調査では新型コロナウイルス感染症に関する設問を含めて、下表のとおり実施しました。

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布・回収		
				配布数	回収数	回収率
世論調査	18歳以上80歳未満の富士市内にお住まいの方	令和3年6月～令和3年7月	郵送による配布・回収	3,000票	1,707票	56.9%

## 3 協議体制

### (1) 富士市福祉計画推進会議

地域住民組織の代表、関係機関・団体の代表、学識経験者、公募による市民などで構成し、計画の進捗や計画策定に当たっての意見をいただきました。

### (2) 富士市地域福祉計画策定委員会、ワーキンググループ会議

地域福祉にかかわる市の関係部署及び社会福祉協議会で構成する「富士市地域福祉計画策定委員会」、庁内各課の担当者で構成する「ワーキンググループ会議」を設置し、計画内容の検討や施策調整等について庁内の関係各課と検討を行いました。

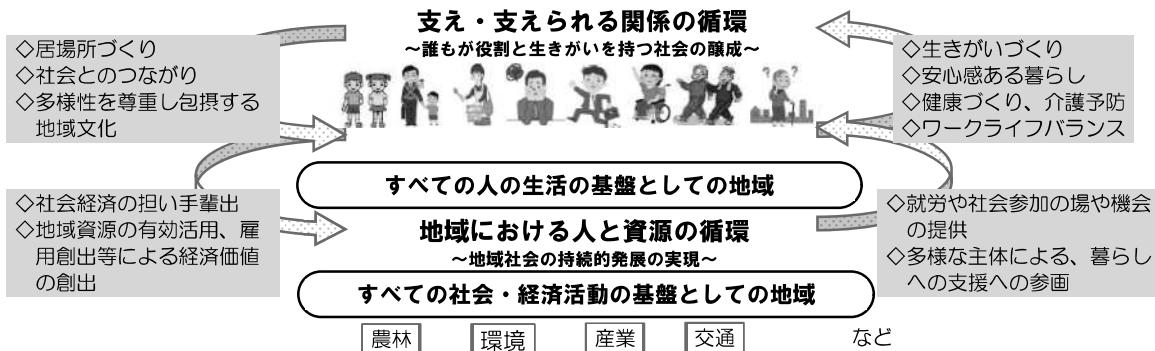
## 第5節 国の動向について

近年、全国的な高齢化や人口減少により、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、地域の問題が複雑化し、これまでの公的な支援では対応が困難なケースが増えています。

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るために、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、平成30年、令和3年に社会福祉法が改正されました。その中で、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」「重層的支援体制整備事業」が以下のとおり示されました。

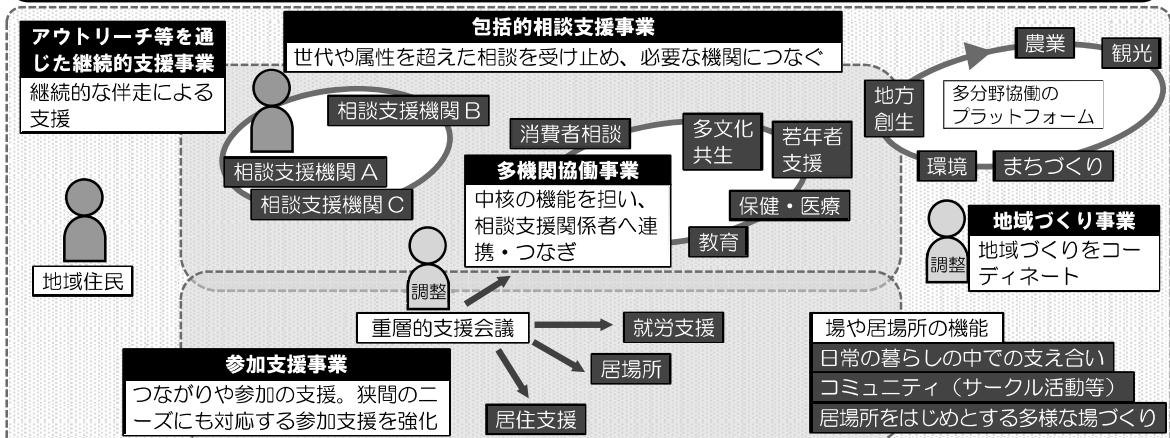
### 地域共生社会とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



### 重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間に調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

令和3年に改正された現在の社会福祉法において、地域福祉計画に記載するべき事項として、以下の5項目が掲げられています。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- 全庁的な体制整備

など計16事項

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 利用者の権利擁護
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築